

## 北海道療育園一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に30%以上取得し、育児休業等育児目的休暇取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2023年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、採用時における就業規則の周知、職員研修での説明の徹底
- 2023年 4月～ 子の出生が予定されている職員に対する適切な説明、事業報告書などによる育児休暇取得実績の周知、報告

目標2：小学校入学前までの子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育所の受け入れ態勢及び保育内容の充実

<対策>

- 2023年 4月～ 利用中の保護者に対するニーズの聞き取り、把握、必要に応じた検討
- 2023年 4月～ 24時間保育受け入れ態勢の充実
- 2023年 4月～ 職員募集、採用時における保育施設の周知
- 2023年 4月～ 新採用時の職員研修及びその他就業規則等に関する研修時における保育施設活用の周知
- 2023年 4月～ 働いていない配偶者がいる場合でも利用可能とする

目標3：年休取得を促進するため、取得実績の調査、各部署における取得啓発

<対策>

- 2023年 4月～ 年休取得実績の調査（年1回）
- 2023年 4月～ 新採用時の職員研修及びその他就業規則等に関する研修時における年休取得の啓発
- 2023年 4月～ 部署毎に年休取得状況の把握、問題点の検討、取得啓発